

第 13 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 27 年 7 月 6 日

上富良野町農業委員会

第13回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成27年7月6日(月) 午後6時30分から午後7時40分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	三好 利和	4	杉本 隆一
5	石橋 信次	6	佐藤 良二	7	井村 昭次
8	島田 政志	9	舘尾 雄治	10	長谷川裕見
11	井村 悦丈	12	青地 修		

4 欠席委員

3	谷 忠				
---	-----	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後6時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第13回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
2番 三好利和 委員に合わせ、ご唱和ください。

三好委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、11名であります。定数に達しておりますので、これより第13回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）
議案第5号につきましては、取下げとなりました。今月は審議しません。

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、6番 佐藤良二 君、7番 井村昭次 君、を指名いたします。

議長 日程第2 報告第1号「農地法第5条の規定に基づく諮問の答申について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定に基づく諮問の答申について、北海道農業会議より次の件の答申がありましたので報告をいたします。報告第1号朗読。

議長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次のとおり利用権の設定(売買1件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成27年7月6日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、諮問第1号朗読。

5月の総会において協議された事項で、同じ地域で幹旋があり、袋小路となるため、『3143-9』の部分については町道の認定を受ける。ということでありました。

町の建設水道課と協議したところ、町道の認定は難しいであるとの回答を受けたところです。『3143-9』の通行について、可能性のある〇〇〇〇さんと協議したところ、には農道橋がかかっており、橋は10トン程度のもので、〇〇〇〇さんの30トン規模の車両は重量的にこの橋を通行できないこととなり、〇〇〇〇さんは、『0000-00』を通行せず、〇〇〇〇道路を利用することです。

このことによりまして、『0000-00』の部分については〇〇氏のみ利用となることを説明させていただきます。 以上です。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号 所73番について、提案に関する補足説明を願います。
「1番 谷本嘉彦 委員」

谷本委員 1番 谷本です。所73番について、補足説明いたします。

6月18日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

所73番 出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線〇〇号の〇〇会社
〇〇〇〇さん。所在地は、〇〇〇〇道路の、〇〇〇〇さんの手前東側となります。〇〇
〇〇さんの規模縮小に伴い、10a 当たり畑 65,000 円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 「諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、1番 谷本嘉彦委員の退席を求めます。(1番 谷本 委員 退席)

諮問第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第2号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次のとおり利用権の設定(売買1件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成27年7月6日提出 上富良野町長 向山 富夫
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧願ひします。以下、諮問第2号朗読。

先ほどもご説明したところですが、『0000-00』の部分については〇〇氏のみ利用となることで、ご理解いただけますよう、お願ひいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第2号 所74番について、提案に関する補足説明を願ひします。
「4番 杉本隆一 委員」

杉本委員 4番杉本です。所74について、補足説明いたします。

6月18日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

所74番 出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線〇〇号 〇〇〇〇さん。所在地は、〇〇〇〇道路の東側となります。〇〇〇〇さんの規模縮小に伴い、10a当たり田70,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第2号を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
1番 谷本嘉彦 委員の退席を解きます。(1番 谷本嘉彦 委員 着席)

議 長 日程第5 議案第1号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。

平成27年7月6日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修
許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されず。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧願います。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号について、提案に関する補足説明を願います。
「7番 井村昭次 委員」

井村委員 7番 井村です。議案第1号について、補足説明いたします。

出し手 上富良野町〇町〇丁目 〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線〇〇号 〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇〇〇道路の南側の農地となります。

〇〇〇〇さんの耕作する畑 0000-00 については、平成13年幹旋により〇〇〇〇さんから取得したのですが、袋小路となるため、〇〇〇〇さん所有の畑 0000-00 の一部を0000-00 に分筆し、〇〇〇〇さんが農道として使用することとしたものでした。

現在となって、所定の手続き等がなされていないことがわかりましたので、今回3条許可申請を願うものです。許可後は所有権移転登記をすることとなります。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

議 長 この土地は、もともと共有地として〇〇〇〇さんが購入していたのか。

井村委員 〇〇〇〇さんの土地を購入する時に袋小路になるのがわかっていた、農地へ行くために〇〇〇〇さんの農地を分筆してもらい購入することになっていた。その後の手続きがされていない。土地の名義は変わっていない。〇〇〇〇さんの了承も得られている。この度、手続きをすることとなった。

事務局 お金の支払いは、当時終わっている。今回は売買ではなく贈与となる。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求める。
平成27年7月6日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修
許可申請は、農業振興地域内の農用地区域ですが、客土のための土置場で一時転用であり、転用計画に問題はないと考えます。
審議の資料として、農地法第5条調書を添付してご覧いただけますのでご覧願います。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第2号 について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 館尾雄治 委員」

館尾委員 9番 館尾です。議案第2号について、補足説明いたします。
所有者 ○○線○○号の○○○○さん 転用者 ○町○丁目○番○号 ○○○○会社、所在地は道道吹上線の南側、○○○○さんの跡地になります。
昨年度の農地パトロールにおいて回ったところですが、○○○○さんから○○○○さんへ3条の売買があり27年1月の農業委員会で許可ありました。○○○○さんは、○○○○さんの住宅など建物すべてを取り壊し、農地についても、耕起したところです。
宅地と田の間で水が湧いていることと、高低差が2メートル程度あるため、町の建設工事の残土を受けいれるものです。一時転用であり、期間は3年以内としています。隣接者（○○○○さん）の同意も得ており、転用には問題ないと思います。
慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

事務局 面積1,980㎡、高低差2.6m、土量4,250m³、に町発注の工事残土を入れる。現在、町の工事が多くあります。○○○○会社が搬入しようとしているのは○○○○の○○○○

の工事残土です。今後、〇〇〇〇工事の残土も発生してくる。〇〇〇〇工事の残土は既に発生して搬入しているが、この転用申請箇所ではなく手前の宅地部分に仮置きしている。所有者は周辺の耕作地を綺麗に整備し、大きな石などは撤去し他の場所から表土を搬入している。この転用部分についても残土を搬入して畑にしたいとのこと。

議 長 他にありませんか。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第3号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。
平成27年7月6日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修
審議資料として、現地調査等を添付してございます。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号について、調査を行ったそれぞれの委員から補足説明をお願いします。
「1番と2番の補足説明について、9番 館尾雄治 委員」

館尾委員 9番 館尾です。6月13日に佐藤良二委員、谷本委員とともに現地調査を行いました。

1番2番、〇〇地区について報告します。
1番〇〇〇〇、2番〇〇〇〇さん、どちらも農地として耕作しており、農地と認められました。 以上です。

議 長 続いて、「3番から6番の補足説明について、6番 佐藤良二 委員」

佐藤委員 6番 佐藤です。6月13日に館尾委員、谷本委員とともに現地調査を行いました。

3番から6番までの、〇〇地区関係について報告します。
〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、4名の全ての調査地について、農地として耕作しており、農地と認められました。 以上です。

議 長 続いて、「7番について、1番 谷本嘉彦 委員」

谷本委員 1番 谷本です。6月13日に館尾委員、佐藤委員とともに現地調査を行いました。

7番〇〇〇〇さんの5筆、全ての調査地について、農地として耕作しており、農地と認められました。 以上です。

議 長 続いて、「8番について、11番 井村悦丈 委員」

井村委員 11番 井村です。6月17日に石橋委員、三好委員とともに現地調査を行いました。

8番〇〇〇〇さんの2筆、2か所とも、農地として耕作しており、農地と認められました。 以上です。

議 長 続いて、「9番から11番について、2番 三好利和 委員」

三好委員 2番 三好です。6月17日に石橋委員、井村悦丈委員とともに現地調査を行いました。

9番〇〇〇〇さん、10番〇〇〇〇さん、どちらも農地として耕作しており、農地と認められました。

また、11番〇〇〇〇さんについては、雑木など伐採され、農地として復元されております。

なお、〇〇〇〇さんの前の所有者は、〇〇〇〇さんの畑でありましたが、過去の経過等があるようですので、事務局から詳細の説明をお願いします。

議 長 11番について、事務局から経過等の説明をお願いします。

事務局 11番の2筆については、旧所有者〇〇〇〇さんで、相続により、〇〇〇〇さんが所有されておりました。

過去は畑でしたが、平成21年3月に農業委員会から〇〇〇〇さんあてに「非農地通知」が通知されております。平成20年遊休農地・耕作放棄地解消のため、全体調査を実施し、上富良野町内31所有者47筆、61.4haについて農地として判断できない「非農地」と判定し、通知をしたところでした。

この通知により、農業委員会としては農地でない扱いとなりますし、所有者は農地以外への地目変更登記をすることが求められるものです。

この2筆については、平成26年4月に畑から原野への地目変更登記がされ、26年6月に〇〇〇〇に売買となっています。原野での売買ですので、農業委員会の手続き等は必要ないこととなります。

原野状態の雑木等を伐採し、今後畑として利用するため、今回の証明依頼があったものです。

議 長 事務局から説明がありましたが、この件について、質疑等ありますでしょうか。

議 長 短期間のうちに、非農地通知をして、また農地だよと認めて問題ないのか。

事務局 非農地通知を出したのは平成21年です。

議 長 非農地となって5年、6年。

事務局 その後、すぐに農地として使えるようになった。同じケースが他にもある。

議 長 前回の判断が間違っていたということか。

事務局 非農地通知を出す前に、所有者へ農地が荒れてる現状と今後の用途について書類で調査している。所有者は現状と今後は農地として使用しない旨の返事を農業委員会へ提出しているため非農地通知を出している。その後、所有者が変わっている。

議 長 農地として利用できる所を非農地として農業委員会は判断したことになる。

職務代理 調査時点で耕作放棄地になっていたのらいいのでは。

議 長 大型重機を使用して農地に復元しなければならないような所は非農地扱いしてもいいが、トラクターや雑木を伐採する程度の所なら非農地扱いをしてはいけない。

長谷川委員 悪意で考えれば、故意に荒らして非農地通知をもらえば何でも出来ることか。

議 長 農業者以外に売買しようとするなら。

長谷川委員 善意と悪意では大きな違いがある。

三好委員 前所有者は、傾斜がきつくて売買に出しても売れないだろうと思い非農地にした。

議 長 今後も非農地扱いの判断をする時は慎重にならなければならない。
他にありませんか。

議 長 続いて、「12番から14番について、5番 石橋信次 委員」

石橋委員 5番 石橋です。6月17日に井村委員、三好委員とともに現地調査を行いました。

12番〇〇〇〇さんの宅地の跡については、農地と認められました。

13番〇〇〇〇さんは、当初0000-00全体の証明依頼でしたが、現地確認の結果、農地として認められる部分は、一部でありました。その旨産業振興課に説明し、今回の証明については、参考地図の黄色の点線部分のみといたしました。

14番〇〇〇〇さんについては、牧草地となり、農地として耕作して認められました。以上です。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。1番から14番までについて、一括して質疑といたします。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 1番から14番まで一括して採択したいと思いますが、これに異議ありませんか。

議 長 「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。
これより、議案第3号 1番から14番まで一括して採択いたします。
本件は、原案のとおり、農地と判定することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第4号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、1番 谷本嘉彦委員の退席を求めます。(1番 谷本 委員 退席)

議案第4号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

議案第4号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。
平成27年7月6日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修
審議資料として、現地調査等を添付してございます。以下、内容を朗読。

公簿地目「畑」となっておりますが、先ほどの〇〇〇〇さんのケースと同じで、平成21年3月に「非農地通知」が出されておりました。当時の所有者は〇〇〇〇さんで、相続等を経て、〇〇〇〇さんの取得は平成24年になります。

非農地通知対象の土地については、中山間や多面的等の制度対象とはならないことから、今回、農地として利用していることの証明が求められているものです。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第4号について、現地調査を行った委員から補足説明をお願いします。
「6番 佐藤良二 委員」

佐藤委員

6番 佐藤です。6月13日に館尾委員、谷本委員とともに現地調査を行いました。

所在地は〇〇 〇〇〇〇道路の南側となります。農地として耕作しており、農地と認められました。 以上です。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
1番 谷本嘉彦 委員の退席を解きます。(1番 谷本嘉彦 委員 着席)

議 長 日程第8 議案第5号「土地の現況証明書下付について」の件につきましては、先に言
いしましたが取下げとなりました。

議 長 日程第9 議案第6号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、11番 井村悦丈
委員の退席を求めます。(11番 井村 委員 退席)

議案第6号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第6号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要
領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。
平成27年7月6日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修
審議資料として、現地調査等を添付してございます。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第6号について、現地調査を行った委員から補足説明をお願いします。
「9番 館尾雄治 委員」

館尾委員 9番 館尾です。6月13日に佐藤委員、谷本委員とともに現地調査を行いました。

所在地は〇〇 〇〇〇〇奥の〇〇〇〇道路の奥となります。
昨年農地パトロールで現地確認した場所であり、雑木林状態のところでありました。

今年の3月の総会で3条の売買があり、畑としての売買でしたが、畑として使用していくことは困難と判断し、地目変更のため、農地以外の証明と考えます。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

島田委員 農地及び採草放牧地以外とは、どのようなことか。原野なのか。雑種地なのか。

事務局 原野、雑種地などの地目に関することを決めるは法務局なので、農業委員会としての証明は農地なのか農地以外なのかの証明となります。法務局の職員が現地を見て登記の地目を決めます。

議 長 他にありませんか。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
11番 井村悦丈 委員の退席を解きます。(11番 井村悦丈 委員 着席)

本日の日程は、全て終了いたしました。

第13回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

全員ご起立ください。 「礼」

以上、報告1件、諮問2件、議案5件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後7時40分

上記第13回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成27年 7月 8日

上富良野町農業委員長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____